

品川区長 森澤恭子 殿

通知書

当職は、〇〇〇〇氏（群馬県伊勢崎市〇〇町〇〇番地〇〇 昭和〇〇年〇月〇日生まれ 以下、「〇〇氏」とします）の代理人として、品川区長である貴殿に対し、以下のとおりご通知します。

品川区は、令和5年4月14日、〇〇氏の貴区に対する税滞納を理由に、〇〇氏の銀行口座（〇〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号××××××××）の金157,947円に関する預金債権（払戻請求権）を差し押さえました。

しかしながら、かかる差押えは、全額の差押えが禁止された給与債権の差押えと実質的に同視されることから、国税徴収法76条1項に反し、違法であると考えられます。（大阪高裁令和元年9月26日判決、国税庁令和2年1月31日徴徴6-2参照）

よって、速やかに差押えを解除したうえで、貴区の差押えにかかる金157,947円について、〇〇氏の上記銀行口座に全額戻すよう求めるものであります。（国税基本通達76条関係11参照）

以上

令和5年4月17日

〒372-0812

群馬県伊勢崎市連取町3083番地2

司法書士法人ぐんま市民司法書士事務所

司法書士 仲 道 宗 弘

TEL 0270-61-7211

FAX 0270-61-7212